

第 3 次児童相談体制強化プランについて

1 これまでの経緯及び第 3 次児童相談体制強化プランの位置付けについて

(1) これまでの経緯

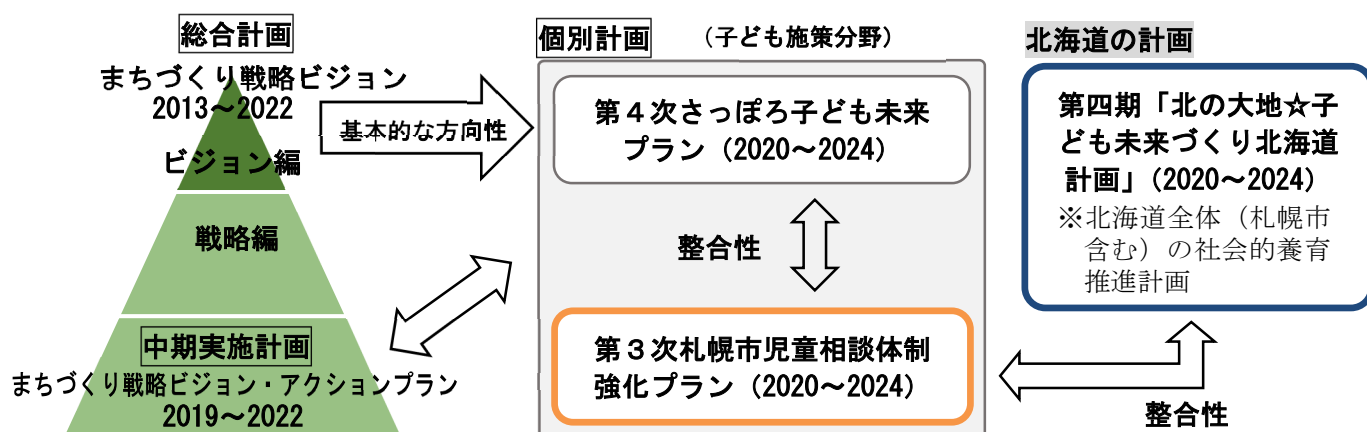
本市では、平成 22 年度に「児童相談体制強化プラン」(平成 23 年度～平成 26 年度)、平成 29 年度に「第 2 次児童相談体制強化プラン」(重点取組期間：平成 29 年度～平成 31 年度)を策定。

その後、令和元年 6 月に発生した児童虐待死亡事案の検証報告や、児童福祉法等の改正対応のため、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とした「第 3 次児童相談体制強化プラン」(以下「現プラン」)を令和 3 年度に策定。昨年度末までの計画期間中、現プランに基づく体制強化の取組について進捗状況の管理を行ってきた。

なお、現プランにおいて設置方針を定めている「札幌市東部児童相談所」((仮称)第二児童相談所)は、令和 7 年 4 月に現施設内で開設(1 施設 2 所体制)となり、令和 7 年 9 月 22 日に白石区への移転を予定しているところ。

(2) 現プランの位置付け(主な関連計画との関係性)・計画期間について

ア 位置付け(主な関連計画との関係性)



イ 計画期間

令和 2 年度(2020 年度)～令和 6 年度(2024 年度)

2 主な関連計画(個別計画及び国・北海道の計画)の現況について

(1) 第 5 次さっぽろ子ども未来プラン(令和 7 年度～令和 11 年度)

「第 4 次さっぽろ子ども未来プラン」に代わり、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく「子どもの権利に関する推進計画」、こども基本法に基づく「市町村こども計画」、保育所等の需要・供給確保策を定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」等を包含する計画として「第 5 次さっぽろ子ども未来プラン」(令和 7 年度～令和 11 年度)を令和 7 年 3 月に策定している。

(2) 北海道こども計画(令和 7 年度～令和 11 年度)

「都道府県社会的養育推進計画」の策定について(令和 6 年 3 月 12 日付こども

令和 7 年 8 月 26 日 子) 児童相談所

家庭庁支援局長通知) に基づき、各都道府県及び児童相談所設置市において、都道府県社会的養育推進計画(後期)の策定が求められ、第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」に代わり、「北海道こども計画」(令和 7 年度～令和 11 年度)が令和 7 年 3 月に策定された。

(3) 新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン(令和 5 年度～令和 8 年度)

児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、児童虐待防止対策体制総合強化プランに代わり、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(令和 5 年度～令和 8 年度、直近改定: 令和 6 年 12 月 23 日。以下「国新プラン」)が令和 4 年 12 月に策定された。国新プランでは、全国の児童福祉司及び児童心理司等の増員、弁護士配置、市町村の体制・専門性強化などの取組が掲げられている。

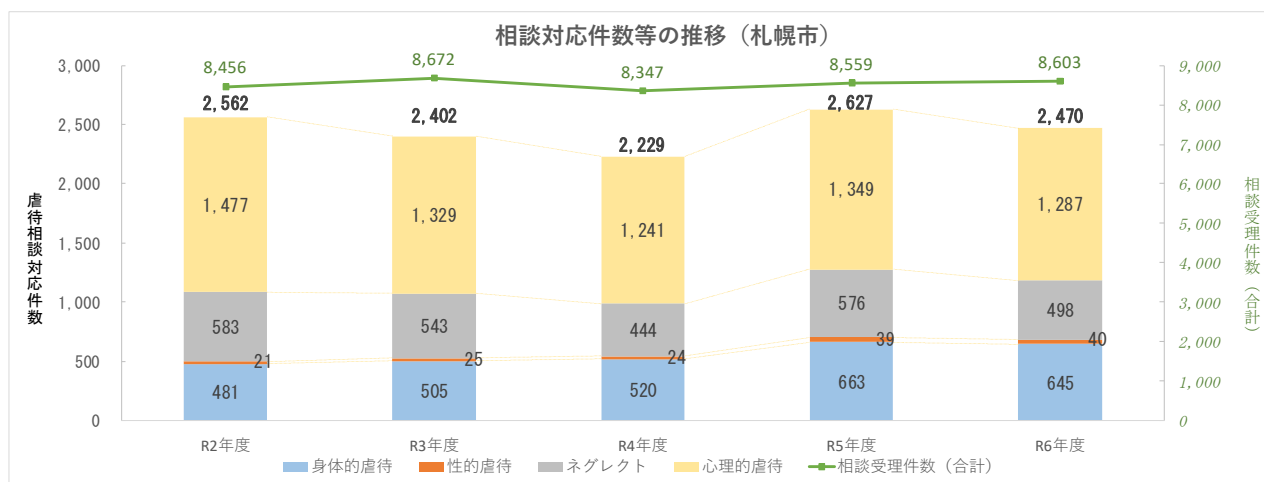
3 本市における児童相談体制に関する現状及び課題等について

(1) 現プランの取組結果

令和 6 年度末時点における取組結果は別紙のとおり。

いずれの取組においても、現在の取組を継続又は拡充・推進を図ることとしている。

(2) 児童相談体制に関する現状及び課題



※令和 4 年度以降は、当該年度中の取り扱い開始及び支援内容の変更分のみ計上しており、前年度以前からの継続支援ケースは計上していない。

本市児童相談所の管轄する区及び人口(令和 2 年度国勢調査)

本市児童相談所	管轄する区	人口(令和 2 年度国勢調査)
札幌市児童相談所	中央区・南区・西区・手稲区	744,122 人
	北区・東区	554,702 人
札幌市東部児童相談所	白石区・厚別区・豊平区・清田区	674,571 人

関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、全国的に相談対応件数等は増加傾向にあり、本市においても高止まりの状態が続いている。

加えて、児童福祉法及び児童福祉法施行令において、児童相談所の管轄区域内の人口は「基本としておおむね 50 万人以下」とすべきと規定されているが、東部児童相談所開設後においても、札幌市児童相談所が担う管轄区域の人口は、依然として

法令上の基準を上回っている状況にある。

そのため、より効果的かつ適正なマネジメントを図ることを目的として、令和 7 年度から札幌市児童相談所長の職責の一部を分担する「北部担当部長」（北区及び東区を管轄）を設置しており、東部児童相談所の開設効果の検証とあわせて、北部担当部長の設置効果も検証し、児童相談体制の更なる強化に向けた検討を行う必要がある。

なお、本市において 2 回目となる児童相談所及び一時保護所の第三者評価を令和 7 年度に受審中であるため、上記効果については第三者評価においても検証が行われる予定である。

4 現プランの計画期間延長及び次期強化プランの策定検討について

(1) 現プランの計画期間延長

次期強化プランの策定にあたっては、令和 7 年度に受審中である第三者評価の受審結果や令和 7 年 9 月 22 日に移転予定である東部児童相談所の開設効果等の検証を踏まえる必要がある。

そのため、次期強化プラン策定までの 2 年間、現プランの計画期間を延長し、その間において以下の新たな取組を実施することとしたい。

(2) 延長期間における取組

現プランにおいて進捗管理を行っている取組に加え、児童相談所定例会議への区職員参加、児童相談所緊急対応課における区職員の実地研修、区健康・子ども課における児童相談所職員の実地研修（母子保健業務）などの児童虐待防止に係る区の職員の実践力強化に向けた取組を実施していく予定。

(3) 次期強化プランの策定検討

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
強化プラン想定	現プランの計画期間延長（※）		次期強化プラン（仮）
検証スケジュール	次期強化プランの策定検討（※）		
	機構・組織体制の効果検証等を踏まえた検討		
	現プランの進捗状況管理（※）		
	東部児童相談所の開設・移転効果検証		
	北部担当部長の設置効果検証		
	第三者評価受審		

※ 現プランである第 3 次強化プランの計画期間を 2 年間延長した場合